

暮らしの中の国民年金

サラリーマンの妻は強制加入

主な第3号被保険者の届出のパターン

事	由	届書の種類
未成年で結婚し、20歳になった	0→3号	資格取得届
結婚し、被用者年金加入者の被扶養配偶者となった	1号→3号	種別変更届
厚生年金に加入していたが退職し専業主婦になった	2号→3号	〃
配偶者が転職して加入年金制度が変わった	3号→3号	種別確認届
専業主婦であったが勤めることになり厚生年金に加入した	3号→2号	種別変更届
離婚した	3号→1号	〃
老齢年金を受けることになった	3号→0	資格喪失届

※ 0…国民年金の被保険者の資格を有しない者
 1号…第1号被保険者 2号…第2号被保険者
 3号…第3号被保険者

新年金制度になっていちばん大きく様変わりしたのは、サラリーマンの妻の年金制度への加入の仕方です。自営業者は旧制度でも国民年金には強制加入でした。新制度になって第1号被保険者と呼び名が変わったくらいです。厚生年金や共済年金の加入者は、国民年金にも二重に加入して第2号被保険者と呼ばれるものの、保険料の納め方は今までとまったく変わりありません。

ところが、サラリーマンの妻は、今まで任意加入であったのが強制加入になりました。そして、強制加入でありながら保険料は納めなくてもよいというわけです。年金制度というのは、「加入して保険料を納めて年金をもらおう」という原則からすれば、保険料を納めなくて年金がもらえるのですから、まさにサラリーマンの妻の特典といえます。

あなたは3号被保険者の

届け出は済んでいますか

新しい年金制度では、20歳から60歳までのすべての人が国民年金に加入することになっています。サラリーマンの奥さんも例外ではありません。したがって、厚生年金や共済組合に加入しているご主人の収入で主に生活をしている奥さんも全員が3号被保険者として、加入の届け出をする必要があるわけです。

この届を出しても、自分で保険料を納める必要はありません。また、ご主人の給料から天引きされる保険料の額がふえるわけでもありません。ご主人の職場で加入している厚生年金や共済組合がまとめて負担するしくみになっています。

2年過ぎると時効

この届け出をしないで2年がたつと3か月ごとに順次時効になってしまい、将来の年金額が低くなってしまいます。

61年4月から発足したこの制度、届け出ていない人はすぐ届け出て下さい。7月31日が過ぎると、61年4月から6月までの3か月は時効期間となってしまう、将来受けとる年金額が少なくなってしまうます。

届け出用紙は役場にありませので、ご主人の勤務先で被扶養配偶者であることの証明を受け、役場へ提出してください。

